

国民年金

特別障害 給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金などの受給権のない障害者の方に対して、国民年金制度の発展過程において生じた特別な事情があることから、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。

1. 支給の対象となる人

国民年金に任意加入していなかった期間内に障害の原因となった傷病の初診日があり、現在、障害基礎年金の1・2級相当の障害状態にある人で、次の(1)または(2)に該当する方です。

(1) 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者年金制度など(厚生年金・共済年金など)に加入または受給

していた人の配偶者

(2) 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生

なお、障害基礎年金や障害厚生年金、障害共済年金などを支給することができる人は対象とはなりません。

2. 支給額(平成18年度)

障害基礎年金1級相当に該当する方：月額49850円

障害基礎年金2級相当に該当する方：月額39880円

○本人の所得が一定の額以上あるときは、支給が全額または半額に制限される場合があります。

○老齢年金、遺族年金、労災補償などを受給している場合には、その受給額分を差し引いた額が支給されます。(その受給額が特別障害給付金の額を上回る場合は、特別障害給付金は支給されません。)

○経過的福祉手当を受給している人が特別障害給付金の支給を受けた場合は、経過的福祉年金の支給は停止となります。

3. 請求窓口

住所地の市町村役場で、請求を受付します。

4. ご注意

この給付金の支給は、請求書を受付した月の翌月からとなります。このため、必要な書類が全てそろわない場合であっても、請求書の受付を行います。

まずは、なるべく早く受付を行ってください。(不足している必要書類については、後日提出をお願いすることになります。)

詳しくは、役場担当課または、米子社会保険事務所へお問い合わせください。

【問い合わせ先】

- 本庁住民生活課 ☎0859・54・5210
- 大山支所住民課 ☎0859・53・3156
- 中山支所住民課 ☎0858・58・6114
- 米子社会保険事務所 ☎0859・34・6111

名和公民館 行事予定

庄内ちぎり絵趣 味の会作品展

◆とき

9月7日(木)から
9月17日(日)まで
午前9時～午後10時
(月曜日は午後5時まで)

◆ところ

名和公民館2階展示室

◆内容

庄内ちぎり絵趣味の会のみなさんの、日ごろの取り組みの成果を展示します。

世界遺産研究会

県民カレッジ連携講座
町づくり成人講座

◆日時

9月29日(金)
午後7時30分から

◆会場

名和公民館 視聴覚室

◆内容

①公演 「インド見聞録」

講師 鳥取大学付属小学校 長石 彰 教諭

(元ボンベイ日本人学校教諭)

②講義

海外旅行への誘い(海外旅行のトラブル回避)

講師 中山中学校 福岡 晃 校長

◆参加費 無料

◆問い合わせ先

大山町名和公民館 ☎0859・54・2688

募集

平成18年度
大山中の原スキー
場従業員募集

◆募集人数

若干名

◆募集要件

65歳以下、健康で接客ができる方